

吹田市立博物館パソコン及び周辺機器等賃貸借仕様書

1 業務名

吹田市立博物館パソコン及び周辺機器等賃貸借

2 履行場所

吹田市岸部北4丁目10番1号 吹田市立博物館

3 履行期間（賃貸借期間）

令和7年（2025年）10月1日から令和12年（2030年）9月30日まで（60か月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 業務概要

- (1) 吹田市立博物館で使用するパソコン及び周辺機器等を調達し、履行期間開始日の前日までに設置・接続し、稼働できる状態とする。
- (2) 各種機器が支障なく作動するよう、適切な状態にシステム設定を行う。
- (3) 賃貸借期間を通じて、本件調達機器が常に完全な機能を保つよう、対象機器等の保守作業（障害発生時の原因切分け、故障部品の交換等の復旧作業を含む。）を行う。不時の故障が発生し、発注者から連絡を受けた時は、技術員を派遣し、復旧にあたる。
- (4) 本業務には、本件調達機器の賃貸借に係る機器の調達、搬入、設置、設定、撤去、データ消去及び保守の一切を含むものとする。

5 調達機器等

パソコン及びプリンター等周辺機器一式

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) ノート型パソコン（本体・OS・付属品） | 1台 |
| (2) フラットベッド型スキャナー EPSON GT-X980 | 1台 |
| (3) 大判プリンター EPSON SC-P6550E | 1台 |
| (4) デスクトップ型パソコン（本体・OS・付属品） | 1台 |
| (5) シートフィーダー型スキャナー RICOH FI-IX1600ABK | 1台 |

※ 品番を指定した機器ではなく、同等品を調達しようとする場合は、事前質問において当該機器の品番及び仕様書等の資料を添え、本市の了承を得ること。

※ 品番を指定しない機器の詳細については、別紙を参照のこと。

6 設置場所

上記5(1)～(3) 吹田市立博物館 2階 学芸研究室

上記5(4)～(5) 吹田市立博物館 2階 資料整理室

7 機器等の搬入・搬出

- (1) 吹田市立博物館の開館時間（9時30分～17時15分、月曜及び祝日の翌日は休館）内

に作業を行うこと。

- (2) 当館は紫金山公園内にあるため、同公園通行時、館内作業時は十分に安全を確保すること。通行及び作業工程については、発注者と十分に協議すること。
- (3) 搬入・搬出等の際には、館内のエレベーター（荷物用エレベーターあり）の使用を許可する。機器の設置位置等は別途指示する。

8 保守の内容

- (1) 保守は、メーカー、若しくは純正部品の供給を受けて作業を実施することが可能な代理店又は取扱店等が行うものとする。また、ISO27001認証又はプライバシーマーク認証を取得している者であることとする。
- (2) 障害時の対応窓口を事前に文書として提示すること。
- (3) 障害時に不良部位の切り分け及び必要に応じて機器等の交換を行い、回復を実施すること。
- (4) 保守は原則としてオンサイト対応とし、適切かつ速やかに原因究明及び復旧作業、機器や部品の交換等を実施すること。作業対応時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分までとする。（ただし、12月29日から1月3日、祝日は除く）
- (5) スキャナーについてはセンドバック対応を可とする（ただし送料は受注者の負担とする）。
- (6) 障害時の部品交換によりハードディスク等の記録装置を交換する場合は、データ復旧は必要としない。ただし、物理的な破壊又は磁気的な破壊などの方法を用い、全ての情報を復元不可能な状態にし、適切に処分すること。作業完了後、発注者にデータ消去証明書及び作業報告書を提出すること。
- (7) その他、本市業務に影響を与えないよう必要な対応を実施すること。

9 その他

- (1) 調達機器等は、中古品であってはならない。
- (2) 既存機器等の撤去は不要とする。
- (3) 納品時等に発生する段ボールの防護材等の廃棄物は、発注者の指示に従い受注者の責任で撤去すること。
- (4) マニュアル類は紙での納品はせず、データで閲覧可能とすること。
- (5) 契約名、リース期間、リース業者名、保守業者名を示したシールを各機器に貼り付けた上で納品すること。
- (6) 機器の設置・設定完了時に発注者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、発注者の指示に従い、速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。
- (7) 賃貸借期間満了時には、受注者が機器の撤去及び処分を行うこと。
- (8) 賃貸借期間満了時には、機器内の本市データを確実に削除し、データ消去証明書を提出すること。
- (9) 業務上知り得た事項は、一切外部に漏らしてはならない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議して決定するものとする。